

(平成24年8月1日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認長野地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和63年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年6月30日から同年7月1日まで

昭和63年3月にA社に入社後、同年5月に関連会社のC社に異動した。その後、異動先の事業所がD社となり、当該事業所に転籍した。当該異動及び転籍の際には、期間を空けることなく継続して勤務していたにもかかわらず厚生年金保険の被保険者期間に1か月の空白期間があるので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、申立人は、昭和63年6月15日にA社を離職し、同年6月16日に関連会社であるD社において資格取得していることが確認できることから、申立人は、申立期間においてA社及びその関連会社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、D社が厚生年金保険の適用事業所になったのは、昭和63年7月1日であり、申立人は同日付けで同社において被保険者資格を取得していることが確認できる。A社の関連会社であるE社からD社への転籍に係る雇用保険の記録が申立人と同日付け（同年6月15日離職及び同年6月16日取得）となっている元同僚6名の厚生年金保険被保険者資格は、同年7月1日にE社において喪失し、D社において同日（適用事業所になった日）に取得しており、被保険者資格期間が継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和63年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を昭和63年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、申立期間について、事業主が同年6月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額を、平成15年10月から16年8月までは20万円、同年9月から17年8月までは19万円、同年9月から18年1月までは20万円に訂正することが必要である。

また、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成18年3月6日であると認められることから、申立期間②の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成18年2月の標準報酬月額については、20万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年10月から18年1月まで  
② 平成18年2月28日から同年4月1日まで

A社に勤務していた期間のうち申立期間①の標準報酬月額が実際の給与額よりも低い額で記録されている。給与明細書を提出するので、実際の給与額に見合う額に記録を訂正してほしい。

また、当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は平成18年2月28日とされているが、実際は同年3月31日まで勤務していたので、資格喪失日の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、平成15年10月から16年8月までは20万円、同年9月から17年8月までは19万円、同年9月から18年1月までは20万円と記録されていたところ、17年10月31日付けで、15年10月1日に遡及して9万8,000円に引き下げられ、申立人の資格喪失日（18年2月28日）まで継続していることが確認できる上、元同僚3名の標準報酬月額も、申立人と同

様に17年10月31日付けで、遡及して引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人から提出された給与明細書及び事業所の賃金台帳によると、申立期間において申立人の給与額が当該遡及訂正後の標準報酬月額に見合う額に引き下げられた事情は見当たらない。

また、滞納処分票により、当該事業所が当該遡及訂正処理当時、社会保険料を滞納していたことが確認できる上、元事業主は、「滞納保険料を解消するために社会保険事務所の指導の下で従業員の標準報酬月額を引き下げる処理を行った。」と証言している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成17年10月31日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考へ難く、当該遡及訂正処理を行う合理的な理由は無いことから、当該期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、平成15年10月から16年8月までは20万円、同年9月から17年8月までは19万円、同年9月から18年1月までは20万円に訂正することが必要である。

2 申立期間②のうち、平成18年2月28日から同年3月6日までの期間について、雇用保険の記録、事業所の退職証明書及び元同僚の証言により、申立人は、当該期間にA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、滞納処分票の平成18年3月3日の事蹟欄において「社会保険の適用についても近日中に進退を決め届け出たいとのこと。」との記載が確認できるところ、オンライン記録によると、当該事業所は同年2月28日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の処理がなされているとともに、同日後の同年3月6日付けで、申立人を含む10名の被保険者について、被保険者資格の喪失日を同年2月28日とする遡及処理が行われていることが確認できる。

さらに、商業登記簿によると、当該事業所は、上記の適用事業所でなくなった日（平成18年2月28日）以降においても法人事業所であることが確認できることから、前述の処理が行われた時点において当該事業所が適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成18年2月28日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、社会保険事務所の処理日と同日の同年3月6日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における遡及訂正前の平成18年1月の社会保険事務所の記録から、20万円とすることが妥当である。

一方、申立期間②のうち、平成18年3月6日から同年4月1日までの期

間については、雇用保険の記録、事業所の退職証明書及び元同僚の証言から、申立人がA社に勤務していたことは認められるものの、申立人が所持する賃金台帳の写しによると、当該期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていないことが確認できる上、申立人は、当該期間の給与については事業主から支給されなかったと供述している。

このほか、当該期間に係る厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②のうち、平成18年3月6日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 44 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 11 月から 5 年 5 月まで  
申立期間において、A社に在籍し、B社でCの仕事をしていた。厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、申立人は、A社において、平成 4 年 7 月 1 日に被保険者資格を取得して 5 年 5 月 31 日に離職していることが確認できることから、申立期間のうち上記の期間において当該事業所に勤務していたことは認められる。

しかし、商業登記簿謄本によると、当該事業所は、申立期間当時、厚生年金保険の強制適用事業所であったと考えられるものの、オンライン記録によると、当該事業所が、厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、当時の事業主は、申立期間を含む平成 2 年から 21 年頃までの間、継続して国民年金に加入し、申立期間に係る国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、当該事業所の申立期間当時の事業主は既に他界している上、現在の事業主とは連絡がとれないことから、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）を確認することができず、このほか、申立期間について、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。